

第四十八回
參議院農林水產委員會會議錄

昭和四十年四月一日(金曜日)

午後七時六分開會

參議院農林水產委員會會議錄第十五號

本日の会議に付した案件

食料品総合小売市場管理条例案（第四十六回国会内閣提出、衆議院送付）（継続案件）

「昭和四十一年三月三十日」に改める。
附則第十二条及び第十三条を次のよう
る。

誤解であるとは存じまするが、管理会といふ名称から発する感じが、いかにも官僚統制の再現といふようなことになるのではないかと、うことを

委員の異動

卷之三

坪山
徳弥君

出席者は左のとおり。

理
事

委
員

相欠選任

まず、委員の異動について御報告いたします。
本日付をもって、委員坪山徳弥君、藤野繁義君
が辞任され、その補欠として後藤義隆君、梶原茂
嘉君が委員に選任されました。

会法案を議題とし、引き続き質疑を行なうことになりました。
御質疑のおありの方は、御発言をお願いいたしました——別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(仲原善一君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。
御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ

をお述べを願います。

○森八三一君 私は、自由民主党を代表して、た
だいま議題となつております食料品総合小売市場

管理会法案について、本法案の成立がおくれたに伴い、必要な条文の整理を行なうため、附則の規

定に対して、次の修正案を提案し、修正部分を除く原案に賛成するものであります。修正案を朗読

いたします。

食料品総合小売市場管理会法案の一報を次の 正案

本稿は新刊ノルマ「規範管理会議第一回」を元に
ように修正する。

附則第八条中「昭和四十年三月三十日」を
ように修正する。

食料品総合小売市場管理会法案に対する修正案

正家
食料品総合小売市場管理会法案の一部を次のように修正する。

第八部 農林水產委員會會議錄第十五号

として指定することができる。

2 都道府県知事は、振興山村の指定を受けようとするときは、当該山村の区域を管轄する市町長に協議し、政令で定めることにより、農林大臣を通じて、内閣総理大臣に申請書を提出しなければならない。

3 第一項の規定による振興山村の指定は、前条第一項の規定により行なう調査の結果に基づいてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により振興山村の指定をするときは、その旨及び当該振興山村の区域を官報で公示しなければならない。

（山村振興計画）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定により振興山村の指定があつたときは、当該振興山村の区域を管轄する市町村長に協議し、政令で定めるところにより、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（以下「山村振興計画」といふ。）を作成し、農林大臣を通じて、内閣総理大臣にこれを提出し、その承認を受けなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により提出された山村振興計画を承認しようとするときは、山村振興対策審議会の意見を聞くとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 前二項の規定は、山村振興計画を変更する場合について準用する。
（山村振興方針の勧告）

第九条 内閣総理大臣は、山村振興計画の作成に関し必要があると認めるときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、山村振興対策審議会の意見をきいて、第三条の目標を達成するための当該振興山村に係る山村振興に関する具体的の方針を定め、これを都道府県知事に勧告することができる。

2 第七条第三項の規定は、前項の具体的の方針の勧告について準用する。
（山村振興計画に基づく事業の助成等）

第十一条 国は、山村振興計画に基づく事業が円滑

に実施されるように、関係地方公共団体の財政事情等につき配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならない。

2 総理府に、附屬機関として、山村振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（山村振興対策審議会）

3 審議会は、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮詢に応じ、この法律の施行に関する重要な事項を調査審議する。

4 審議会は、前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることがで

きる。

5 委員は、第二項に規定する事項に關し学識経験のある者たちから、内閣総理大臣が任命す

きる。

6 委員は、前項に規定する事項に關し内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることがで

きる。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 委員は、非常勤とする。

7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に對し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 この法律に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和五十年三月三十一日限りその効力を失う。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第七百二十七号）の一部を次のように改正する。

4 総理府設置法（昭和二十四年法律第七百二十七号）の規定によりその

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の規定によりその

昭和四十年四月十四日印刷

昭和四十年四月十五日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局